

平野台区規約

第1章 総 則

(名称及び事務所の所在地)

第1条 本区は平野台区と称し、事務所を大野城市平野台1丁目20番地7号の平野台公民館に置く。

(目的)

第2条 本区は、区住民の相互扶助と融和協調のもと、生活の向上、並びに福祉の増進を図り、住みよい環境作りを目指し、もって区及び市の発展に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 本区内に居住する住民(世帯)をもって構成し、組制を設ける。

(事業)

第4条 本区は目的達成のため、次の事業を行う。

- 1、住民相互の親睦と福祉増進、環境、衛生の改善、並びに防犯、災害防止等に必要のこと。
- 2、公民館活動の目的達成。
- 3、その他、目的達成の事業。

(公告及び広報)

第5条 本区の公告及び周知事項は、掲示板に掲示、又は回覧(放送等を含む)並びに区報等により行う。

第2章 役員等及び職員

(役員等及び職員)

第6条 本区に役員、組長、体育委員、福祉部、環境部、評議員、監査員、職員及び特別委員を置く。その任務及び選出方法は、別表1とする。

- 2、評議員は、役員会で区住民の中から、原則として1丁目3名、2丁目3名、3丁目2名、4丁目4名、計12名を推薦する。
- 3、役員は通常総会に於て、次期新役員が決定するまで、任務を執行するものとする。
- 4、役員及び職員の服務については、細則に定める。
- 5、第6条の2項にかかわらず、市議会議員を、別途に評議員とすることができる。但し、議員を辞したるときは、評議員を退任する。
- 6、区長、主事、会計を三役とする。

(役員等の補充)

第7条 役員及び評議員並びに監査員に任期中欠員が生じたときは、役員会及び評議員会で選考の上補充することができる。

- 2、補充した場合は、直ちにその旨を区住民に通知し、直近の総会に報告し承認を受ける。
- 3、但し、後任者は前任者の残任期間とする。

別表1

区分	職名	任 務	定員	任期	選出方法
役員	区長 兼 公民館長	1. 区を代表し、区及び公民館業務を統括する。 2. 市の行政区長を兼任する。	1	同一役職については1期2年2期までとし1期において再任出来る	評議員会で推薦された候補者を、役員会で承認の上、総会で決定する。
	公民館 主事	1. 区長及び公民館長を補佐し、区、公民館の運営及び活動の指導助言をする。 2. 区長事故ある時は、区長の職務を代行する。	1		
	会計	1. 区及び公民館の会計を処理する。	1		
	幹 事	1. 役員会の構成員となり、区の業務執行を補佐する。	6	1期2年3期までとし1期において再任できる	
組 長	体育委員	1, 組の業務を処理するとともに、区長が必要と認めた事項を審議する。 2, 市の行政補助員を兼任する。	組1	1年	組内で決定し、役員会に報告の上総会で報告する。 組内で決定し役員会に報告する。
		1, 区の行事に協力する。 2, 組長に事故ある時は組長の代行をする。	組1	1年	
福祉部(地域福祉推進委員)	区民の福祉増進を図る。	組1	2年再任を妨げない	組内で推薦し区長が委嘱する。	
環境部	区民の環境を整える	12	2年再任を妨げない	役員会で選考し、総会で決定する。	
評議員	区長の諮問に応じ、意見を具申する。	12	2年再任を妨げない	役員会で推薦し、総会で決定する。 組長と兼任できる	
監査員	区の決算等を監査する。	2	2年再任できない	評議員会で推薦し、総会で決定する。	
職 員	区の事務等に従事する。	1	2年再任を妨げない	公募し、役員会で決定する。	
特別委員	区の諮問に応じ、調査、検討の上、意見を具申する。	必要人員	必要な期間	役員会で推薦し、区長が決定する。	

第3章 会 議

(会 議)

第8条 本区の会議の招集及び議長、副議長等については次の通りとする。

1、総 会

- (1) 通常総会は区長が召集する。
- (2) 臨時総会は区長が必要と認めるとき及び区費納入世帯の3分の1以上の要求があったとき区長が召集する。
- (3) 総会の召集は当該期日の7日前までに会議の目的事項、日時、場所を記載した書面を各世帯に配布しなければならない。
- (4) 議長1名、副議長1名として、総会出席の区住民の中から選出する。

2、総会の議事録

- (1) 議長より任命された書記は、開会より閉会までの議事を再録しなければならない。
- (2) 総会閉会后書記は議事録を整理し議長、副議長は閲覧し確認、捺印の後、区長に提出する。

3、役員会

- (1) 定例に行なうものとし、原則として月1回とする。

(2) 議長は区長があたる。

4、組長会

(1) 区長が特に必要と認めるとき召集する。

(2) 組長互選により会長を設けて議長は会長があたる。

5、評議員会及び特別委員会

(1) 会長（委員長を含む）が必要と認めるとき召集する。

(2) それぞれ互選により会長（委員長を含む）を設けて議長は会長（委員長を含む）があたる。

6、体育委員会、福祉部（地域福祉推進委員会）及び環境部

(1) 部長（委員長を含む）が必要と認めるとき召集する。

(2) それぞれ互選により部長（委員長を含む）を設けて議長は部長（委員長を含む）があたる。

(会 則)

第9条 本区の会則は別表2とする。

第4章 運 営 費

(運営費)

第10条 本区の事業に必要な経費は、区費（区外区費、特別区費を含む）、公民館使用料、及び市補助金、並びに寄付金等をもってこれにあてる。

(区 費)

第11条 区内の住民は、世帯毎に区費を納めるものとする。但し、区長が必要と認めるときは、減免することができる。

2、区費の額は、総会において定める。

3、区費は組長が徴収し、会計に納める。

4、年度中途の転入区住民は転入の翌月から、転出区住民は転出の月まで区費を納めるものとする。

5、区内に、土地を所有する区外のもの、別に定める区外区費を納めなければならない。

6、その他区内に、事業所のみ等を有するものについては、役員会で協議して、特別区費を徴収することができる。

第5章 慶弔及び災害見舞い金等

第12条 区民が死亡したときは、弔慰金を贈る。その金額は役員会で決める。

2、前項の規定にかかわらず役員会が必要と認めるときは、相当の慶弔及び災害見舞いを行なうことができる。

第6章 会計及び監査

(事業年度)

第13条 本区の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

別表2

区分	開催時期	審(代)議事項	成立	表 決	出席資格	備考
総 常 会	毎年1回 4月	1, 事業報告、計画 2, 予算、決算 3, 規約の決定、及び変更 4, 区費、特別区費の金額決定 5, 役員、評議員、監査員の決定 6, 役員等の報酬の決定 7, その他必要事項	区費納入世帯 の2分の1以上の 出席 (委任状を含む)	出席者の2分の1以上で 決し賛否同数の場合は 議長がこれを決める	区費を納入した世帯につき1名 とする。	
役員 会	区長が必要と認め たとき及び区費納入世帯 の3分の1以上の要求 があったとき	役員会で必要と認め た重要事項				
役員 会	原則として 月1回	1, 役員の承認 2, 予算、決算 3, 予算の補正 4, 役員報酬の承認 5, 区長が必要と認め た事項	役員の2分の1 以上の出席	役員の出席者の2分の1 以上で決し賛否同数の 場合は議長がこれを 決める	役員、並びにその他区 長が必要と認め た者	
組長 会	区長が必要と認め た時	区長が特に必要と認め た事項	組長の2分の1 以上の出席	組長の出席者の2分の1 以上で決し賛否同数の 場合は議長がこれを 決める	各組の組長	
体育 委員 会	委員長が必要と認め た時	委員長が必要と認め た事項	委員の2分の1 以上の出席	委員の出席者の2分の1 以上で決し賛否同数の 場合は議長がこれを 決める	体育委員	
福祉 部	部長が必要と認め た時	部長が必要と認め た事項	部員の2分の1 以上の出席	部員の出席者の2分の1 以上で決し賛否同数の 場合は議長がこれを 決める	福祉推進委員 民生児童委員 福祉委員	
環境 部	部長が必要と認め た時	部長が必要と認め た事項	部員の2分の1 以上の出席	部員の出席者の2分の1 以上で決し賛否同数の 場合は議長がこれを 決める	環境部員	
評議 員 会	評議員会の会長が 必要と認めた時	1, 区長(兼公民館長)、 公民館主事、会計の 推薦 2, 監査員の選考 3, 役員報酬案の作成 4, 役員が必要と認め た事項	評議員の2分の1 以上の出席	評議員の出席者の2分の1 以上で決し賛否同数の 場合は議長がこれを 決める。但し、 区長(兼公民館長)公民 館主事、会計の推薦の 場合は、この限りでない	評議員及び評議員会 が必要と認め た者	
特別 委員 会	特別委員会の会長 (委員長を含む)が 必要と認めた時	案件の内容による	特別委員の2分 の1以上の出席	出席特別委員の2分の1 以上で決し、賛否同 数の場合は議長が これを決める		

平野台規約 細則

- (予 算)
- 第14条 本区の予算は、総会の承認を得なければならない。但し、補正予算は役員会で承認することができる。
- (資金の管理)
- 第15条 運営費は金融機関への預金、その他、最も安全かつ有利な方法で運用しなければならない。
- (決 算)
- 第16条 区長は毎年翌年3月末現在で次の書類を作成し、監査を受けた後総会の承認を受けなければならない。
- 1、事業報告書
- 2、会計に関する書類
- 第17条 前条の書類は事務所に保管し一定期間保存しなければならない。
- 1、事業報告書 (5年間)
- 2、会計に関する書類 (5年間)
- (監 査)
- 第18条 監査員は、前条の書類により会計を監査し、意見をつけて区長に提出し、監査の結果を総会に報告しなければならない。

第7章 付 則

- (規約の変更)
- 第19条 本規約の変更は、総会の承認を得て、これを決定する。
- (委 任)
- 第20条 この規約の施行に必要な事項並びに細則は役員会で決定する。但し、経費に関するものは総会の承認を得るものとする。
- (実 施)
- 第21条 この規約は平成7年4月1日より実施する。
- *平成8年4月一部改訂
*平成10年4月一部改訂
*平成12年4月一部改訂
*平成16年4月一部改訂
*平成18年4月一部改訂

- 第1条 規約第11条2項の区費は1ヶ月400円とし、4月及び10月に半年分を前納する。
- 第2条 規約第11条5項及び6項の区外区費と特別区費は次の通りとする。
- 1区画 年額1,000円
特別区費 年額3,000円
- 第3条 規約第6条の役員等の報酬は次の通りとする。
- 1、区長 年額 150,000円
2、会計 年額 500,000円
3、公民館主事年額 350,000円
4、幹事 年額 36,000円
5、組長 年額 16,500円
6、ゴミ減量化分別推進補助員 年額 4,000円
7、会計監査委員 監査時1人 3,000円
- 第4条 規約12条 区民が死亡したときは、弔慰金を送る。その金額は5,000円とする。
- 2、災害その他、役員会が必要と認めるときは、金一封等を贈ることができる。
- 第5条 規約6条4項役員等及び職員の服務は、次の通りとする。
- 1、会計及び公民館主事は非常勤とする
- 2、職員の任用は、公募し、役員会において決定する。
- 3、職員の任期は2年とし、再任については役員会で決定する。
- 4、職員の給与は月額70,000円とし、8月と12月に各1ヶ月分を別途支給する。
- 5、職員の休日は土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始、夏期休暇(公民館休館日)とする。
- 6、勤務時間は9時～15時とするが、その勤務時間の範囲で時差出勤を行なうことができる。
- 7、区長は特に必要ある場合、休日の出勤、又は超過勤務を命ずる。この場合の休日出勤は代休等を与える。又超過勤務は時給700円を支払う。
- 8、職員が、業務により出張した場合の旅費は、実費を支給する。但し、自家用車を使用した場合は、バス、JR等の運賃額を実費とみなして支給する。
なお、区内業務の場合は、一律320円とする。
- 9、(1) 職員退職手当引当金の積み立てについては、平成18年度より、毎年70,000円積立てるものとし、特別会計により管理する。
(2) 職員の退職慰労金支出については、役員会において勤続年数等を考慮して金額を決定し、引当金を取崩して支払い、通常総会で承認を受けるものとする。
- 第6条 この細則は平成7年4月1日より実施する。

*平成08年4月一部改訂
*平成10年4月一部改訂
*平成12年4月一部改訂

*平成16年4月一部改訂
*平成18年4月一部改訂
*平成19年4月一部改訂

平野台公民館規約

(所在地)

第1条 平野台公民館を平野台1丁目20番地7号に置く。

(目的)

第2条 本公民館は区規約の目的及び市の公民分館設置趣旨等を全うする事を目的とする

(運営費)

第3条 平野台公民館（以下「公民館」という）の運営に関する事項は、館長が統括し、運営に要する費用は区総会の承認を得て、区費、助成金等を充てる。

(部及び会)

第4条 公民館規約第2条の目的を全うする為、次の部及び会を設ける。

- ・スポーツ部 ・文化部 ・平寿会 ・子供会育成会（通称「育成会」）
- ・食生活改善推進会（通称「食進会」） ・ふるさと会・福祉部・環境部
- ・地域貸出文庫部（通称「ひらの文庫部」） ・その他

(公民館運営審議会)

第5条 公民館に平野台公民館運営審議会（以下「審議会」という）を設ける。
2、審議会は、公民館運営の推進力となり、運営に関する企画及び助言を行う。

(審議会の委員)

第6条 審議会に委員を置く。
2、委員は次に掲げる者のうちから館長が委嘱する。
(1) 役員会全員
(2) 評議員、スポーツ部、文化部、食進会、平寿会、育成会、ひらの文庫部、ふるさと会・PTA役員、福祉部、環境部の各代表者1名
(3) その他館長が必要と認めるもの。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
2、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(管理人の任用と服務)

第8条 公民館の管理のため管理人を置く。
2、管理人については、当分の間、区職員が兼務する。

(公民館の清掃)

第9条 公民館の建物の共用部分の清掃に関しては、委託する。金額は役員会で決める。

(公民館の使用)

第10条 公民館の使用に関しては、別に定める。

(規約の変更)

第11条 本規約の変更は、総会の承認を得てこれを決定する。

付 則

この規約は、平成7年4月1日より実施する。

*平成16年4月一部改訂

*平成18年4月一部改訂

平野台区規約 細則一部改正(案)

1、改正内容

改正前	改正後
<p>第3条 規約第6条の役員等の報酬は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、区長 年額 150,000円 2、会計 年額 500,000円 3、公民館主事 年額 350,000円 4、幹事 年額 36,000円 5、組長 年額 16,500円 6、ゴミ減量化分別推進補助員 年額 4,000円 7、会計監査員 監査時 一人 3,000円 	<p>第3条 規約第6条の役員等の報酬は次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、区長 年額 150,000円 2、公民館長 活動費 年額 30,300円 3、公民館主事 年額 350,000円 4、公民館主事 活動費 年額 167,100円 5、会計 年額 500,000円 6、幹事 年額 36,000円 7、組長 年額 16,500円 8、ごみ減量化分別推進員 年額 15,000円 9、ごみ減量化分別推進補助員 年額 12,000円 10、会計監査員 監査時 一人 3,000円
<p>第5条 規約6条4項役員等及び職員の服務は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、会計及び公民館主事は非常勤とする。 2、職員の任用は、公募し、役員会において決定する。 3、職員の任期は2年とし、再任については役員会で決定する。 4、職員の給与は月額70,000円とし、8月と12月に各1ヶ月分を別途支給する。 5、職員の休日は土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始、夏期休暇(公民館休館日)とする。 6、勤務時間は9時～15時とするが、その勤務時間の範囲で時差出勤を行うことができる。 7、区長は特に必要ある場合、休日の出勤、又は超過勤務を命ずる。この場合の休日出勤は代休等を与える。又超過勤務は自給700円を支払う。 8、役職員が業務により出張した場合の旅費は、実費を支給する。但し、自家用車を使用した場合はバス、JR等の運賃額を実費とみなして支給する。 なお、区内業務の場合は、一律320円とする。 9、(1)職員退職手当引当金の積み立てについては、平成18年度より、毎年70,000円積み立てるものとし、特別会計により管理する。 (2)職員の退職慰労金支出については、役員会において勤続年数等を考慮して金額を決定し、引当金を取崩して支払い、通常総会で承認を受けるものとする。 	<p>第5条 規約6条4項役員及び職員の服務は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、会計及び公民館主事は非常勤とする。 2、職員の任用は、公募し、役員会において決定する。 3、職員の任期は2年とし、再任については役員会で決定する。 4、職員の給与は月額70,000円とし、8月と12月に各1ヶ月分を別途支給する。 5、職員の休日は土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始、夏期休暇(公民館休館日)とする。 6、勤務時間は9時～15時とするが、その勤務時間の範囲で時差出勤を行うことができる。 7、区長は特に必要ある場合、休日の出勤、又は超過勤務を命ずる。この場合の休日出勤は代休等を与える。又超過勤務は自給700円を支払う。 8、役職員が業務により出張した場合の旅費は、実費を支給する。但し、自家用車を使用した場合はバス、JR等の運賃額を実費とみなして支給する。 なお、区内業務の場合は、一律320円とする。 9、(1)職員退職手当引当金の積み立てについては、平成18年度より、毎年70,000円積み立てるものとし、特別会計により管理する。 (2)職員の退職慰労金支出については、役員会において勤続年数等を考慮して金額を決定し、引当金を取崩して支払い、通常総会で承認を受けるものとする。

2、改正理由

(1)第3条改正

公民館長活動費、公民館主事活動費、ごみ減量化分別推進員の報償費及び同補助員の報償費の一部の支払方法が18年度から変更になり、市から直接本人へ支払われていたものが、市から区に補助金として支払われ、本人には区から支払うことになったため。

(2)第5条改正

規約第6条4項は役員及び職員の服務について定めており、細則第5条をそれに合致したものに字句を改める。

3、改正時期

平成21年4月

平野台区規約一部改正

1、改正内容

改正前	改正後
<p>第6条本区に役員、組長、体育委員、福祉部、環境部、評議員、監査員、職員及び特別員を置く。その任務及び選出方法は、別表1とする。</p> <p>別表1</p> <p>第8条本区の会議の招集及び議長、副議長等については次の通りとする。</p> <p>会則 第9条本区の会則は別表2とする。</p>	<p>第6条本区に役員、組長、体育委員、福祉部、環境部、自主防災会、評議員、監査員、職員及び特別員を置く。その任務及び選出方法は、別表1とする。</p> <p>区分 自主防災会 任務 区民の防災を整える。 任期 2年再任を妨げない。 選出方法 組内で推薦し総会に報告する。</p> <p>7、自主防災会 会長が必要と認めたととき招集する。</p> <p>区分 自主防災会 開催時期 会長が必要と認めたと時 審議事項 会長が必要と認めた事項 成立 会員の2分の1以上の出席 評決 会員の出席者の2分の1以上で決し賛否同数の場合は会長がこれを決める。 出席資格 自主防災会員、会長が必要と認めたと者</p>

2、改正時期

平成21年4月